

作成年月日	平成 26 年 11 月 4 日
作成部局 課室名	企画県民部 地域振興課

[兵庫県地域再生・構造改革特区推進会議(平成 26 年度第 2 回)]

構造改革特区制度の提案（第 26 次）

第26次となる標記の提案については、国において10月14日から11月14日まで受付が行われており、本県からは下記のとおり新規 7項目、再提案 5項目、計12項目の提案を行う。

構造改革特区制度は、規制の特例措置による地域活性化を目的として、平成 14 年度、地域再生制度や総合特区制度等に先立ち創設された。

これまで、県及び県内市町が提案した規制緩和は 487 件。うち、特例措置の認定を受けたのは 38 件。

また、特例措置を活用した構造改革特区計画の認定件数は、県内で 43 件となっている。

■ 新規提案（7 項目）

部局名	提案事項
県土整備部	<p>◆ 自家用有償旅客運送の登録要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が地域に必要な運送であると認め、かつ、市町村もしくは市町村が認める団体が、一の小学校区の範囲内に限って実施するもので、実施前に地域公共交通会議または運営協議会で報告した場合には、自家用有償旅客運送の登録を認めること。 <p>《現行制度》</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家用有償旅客運送の実施には、市町村運営有償運送の場合は地域公共交通会議*、過疎地有償運送の場合は運営協議会*で必要性についての合意が登録要件となっている。(道路運送法第79条の4第1項5号) <p>※ 地域公共交通会議、運営協議会いずれも市町村、地域住民、交通事業者等で構成</p> <p>《提案理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通会議または運営協議会での合意が得られない場合は、自家用有償旅客運送ができない。 限られたエリアでの自家用有償旅客運送は、交通事業者に支障を与えることが極めて少ないと考えられるため、道路運送法の地域公共交通会議または運営協議会の合意に関する規定を緩和することにより、市町村が必要と認める有償運送が実施できるようになる。
県土整備部	<p>◆ 国際コンテナ戦略港湾「阪神港」の内航フィーダー網強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方港－阪神港間を運行する内航フィーダー船に使用する燃料への石油石炭税の課税免除 地方港－阪神港間を運行する内航フィーダー船の新造時に義務づけられている納付金の廃止 <p>《現行制度》</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方港と阪神港間でコンテナ貨物を輸送する内航フィーダー船の船舶燃料には石油石炭税が課税されている。一方、地方港と釜山港間でコンテナ貨物を輸送する外航フィーダー船については石油石炭税が課税されていない。(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第12条2項、関税法第23条) 内航船として新たな船舶を建造する際には納付金が必要。一方、外航船として新たな船舶を建造する際には納付金は不要となっており、この納付金が高額であることから、内航船の建造コストが上昇し、内航船の輸送コスト上昇につながっている。(内航海運暫定措置事業規定第7条、第8条) <p>《提案理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の現行制度が地方港と釜山港間の貨物量が増える一因となり、阪神港の国際競争力の低下を招いている。

部局名	提 案 事 項
産業労働部	<p>◆ 栄養補給用食品事業における保険適用等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅での医療行為としての栄養管理において、栄養補給用食品（一般食品としての流動食：医療保険適用外）を保険外併用療養費（当該食品分は患者全額負担であるが、保険診療には保険適用される）に該当させた上で、医師が食事箋（医薬品の処方箋に相当：病院内では一般に使用されている）を発行して当該食品を指示できるようにすること。 <p>《現行制度》</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険医は、特殊な療法又は新しい療法等については、厚生労働大臣の定めるもののほか行ってはならない。（保険医療機関及び保険医療費担当規則第18条） <p>《提案理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> 入院時の患者の食事については、医師の食事箋が発行され、療養の一環として栄養補給用食品の使用が認められるのに対し、在宅での食事については、医師の食事箋が発行されないため、多様な栄養補給用食品が活用されていない。 在宅での保険適用製品（医薬品）の使用に対して、栄養組成としてはほぼ同様であり、より単価の安い保険適用外の製品（保険適用製品の1/2～2/3の単価）を使用することで、公費負担額が削減できる。 保険適用製品は現在5～6種類しか存在していないため、患者の状態に応じた製品の利用は困難だが、保険適用対象外の製品は100種類以上存在しており、患者の状態に応じた製品を選択使用できる。そのため、より患者の栄養状態の向上が期待でき、副作用、合併症など患者の状態の悪化に伴う追加医療費の削減が期待できる。
産業労働部	<p>◆ 規制緩和等によるクルーズツーリズムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 顔写真撮影の省略の拡大など、外国船の入国審査を簡素化すること。 一定区域内の商店街や、ショッピングセンターにおける一括した免税手続きを可能にするなど、手続きを簡素化すること。 播磨灘における沿海区域の全部又は一部を平水区域へ変更すること。 <p>《現行制度》</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国船の入国審査に膨大な審査時間（2千人規模で3時間程度）を要している。顔写真撮影については一部簡素化が図られたが、日本が経由地である場合に限られている。 現行の免税制度では、個別の免税店での免税手続きを要する。（消費税法第8条） 現在、播磨灘の一部に沿海区域（船舶の設備等の基準が平水区域より高い）が設定されているため、クルーズツアーに使用できる船舶が限定されている。（船舶安全法施行規則第1条第6項第7項、船舶設備規程） <p>《提案理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の港を玄関口としてクルーズで訪れる外国人観光客にとって、船内での足止め時間が短縮され、観光地での満足度の向上及び消費額の増加が見込まれる。 外国人観光客にとって、商店街やショッピングセンター等において一括して免税手続き（書類の作成、還付等）が可能になることで事務及び時間の負担が軽減され、購買意欲の向上が見込まれる。また、各店舗での免税手続きの作業負担も軽減されるため、地方における免税店許可取得の拡大が期待される。 播磨灘における沿海区域の全部又は一部が平水区域に変更されることで、平水区域に限定して使用が許可されている船舶が播磨灘を通過することが可能となり、クルーズツーリズムの振興が図られることで、本県の経済活性化に寄与する。

部局名	提 案 事 項
農政環境部	<p>◆ 農林漁業体験民宿の規制緩和による都市・農山漁村交流等の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法においては、特例として、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合に限り客室面積が33㎡未満であっても営業を認めているが、新たに、NPO法人や農事組合法人等の農林漁業者以外の者が「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に規定する「農山漁村滞在型余暇活動」の役務を提供する「農林漁業体験民宿業」を行う場合も、この特例措置を適用すること。 <p>《現行制度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非農林漁業者が簡易宿所を開設する場合は、簡易宿所営業施設の構造基準（客室延べ床面積33㎡以上）を満たす必要がある。（旅館業法、旅館業法施行令） ・ 農林漁業者は延べ床面積33㎡未満であっても農林漁業体験民宿の開設が可能。（旅館業法施行規則、余暇法） <p>《提案理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農山漁村においては、高齢化等により人材が不足している状況にある。 ・ このため、農林水産省においては非農業者等の農業参入を促進するよう各種規制緩和を進めているところである。 ・ しかしながら現在、旅館業法においては客室面積に係る特例を農林漁業者のみに限定していることから、非農林漁業者が古民家等を活用して農林漁業体験民宿業を行う上で障害になっており、非農林漁業者の参入が進みにくい。 ・ よって、農林漁業者に限らず、多様な主体が古民家等を活用して、都市住民や海外旅行者等に対し、農山漁村に滞在しつつ、農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深める余暇活動の機会を提供することにより、都市農村交流及び国際交流を通じた地域活性化を図ることが可能となる。
農政環境部	<p>◆ 規制緩和等による新たな都市農業の展開 都市農業の振興と多面的機能を持つ都市農地の保全に向け、都市農業に係る規制等を緩和すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産緑地に係る基準の緩和（500㎡→300㎡） ・ 市民農園等により農地利用が担保される場合にも相続税納税猶予制度を適用 ・ 農業後継者が確実に事業継承できるよう農家版事業継承制度の創設 <p>《現行制度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 面積が一団で500㎡以上の農地でなければならない。（生産緑地法第3条） ・ 生産緑地に係る相続税の納税猶予制度は、その所有者が生涯にわたり営農を継続しなければならない。（相続特別措置法第70条の4～6） ・ 遺産相続は、均等相続が原則（民法第902条） <p>《提案理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己都合ではなく、生産緑地の指定面積要件を欠いた場合も生産緑地指定が解除され、農業継続が困難になる。 ・ 市民農園や本人以外の者への賃借により農地利用が担保された場合でも所有者本人の生涯にわたる営農という条件に抵触するため、本人の営農継続が困難になった場合、納税のための転売が進み、都市部の緑の保全や景観など多面的機能が阻害される。 ・ 相続により農地の権利が細分化し後継者が農業を継続できない事態が生じる。上記の事態を回避し、農業の継続、農地の確保を図るために、規制緩和が必要である。

部局名	提 案 事 項
農政環境部	<p>◆ 木質バイオマス等木材の利用促進及び森林の有する公益的機能の維持・増進を図るための間伐事務手続きの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「森林経営計画」の認定を受けた保安林での間伐について、森林法第 11 条の規定により市町長の認定を受けた「森林経営計画」に基づき実施する場合は、同法第 34 条に基づく県への届出書の提出を不要化 <p>《現行制度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林内における間伐については、伐採開始日の 90～20 日前までに、県へ保安林内間伐届出書の提出が義務づけられる。(森林法第 34 条) <p>《提案理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務に不慣れな小規模な林業事業者にとっては、あらためて同様の内容を届け出る保安林内間伐届出書の作成事務は負担が大きい。 ・ 一方、森林法第 11 条に基づく「森林経営計画」では、保安林指定の有無に拘らず、所定場所別の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及び間伐方法を記載するほか、保安林では同指定施業要件に定める基準に合致することを市町長は確認した上で、同計画の認定を行うことができる。 ・ そこで、「森林経営計画」に基づく間伐については、既に必要な情報を入手できることから同法第 34 条の 3 の規定を適用せず、県への間伐届出書の提出を要しないものとする。 ・ 実現すれば、林業事業者の事務負担の軽減により、一層、間伐を進め、間伐木の円滑な供給を通じ木質バイオマスを含め木材の活用促進を図るとともに、森林の手入れを進め、災害の防止や水資源の確保、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止などの公益的機能の維持・増進を図ることができる。

■ 再提案項目 (5 項目)

部局名	提 案 事 項
健康福祉部	<p>◆ 保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所型認定こども園のみ期限（5年を超えない範囲内）を定め認定することとされている規定を廃止し、当該保育所の更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図ること。 <p>《前回提案時の国回答》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、地域における将来的な保育需要の予測に基づき行う必要があり、5年を超えない範囲内の有効期間が定められている。 <p>《再提案理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H25.4.1 現在兵庫県下 41 市町のうち待機児童がある市町は 11 市町で、約 3/4 の市町には待機児童がないことから、いわゆる潜在的待機児童があることを考慮しても、一律に保育需要の増加を見据えて有期認定とする必要はない。 ・ 加えて、今後ますます少子化が進行すれば、保育需要の減少が見込まれており、当該規定は必要性が乏しい。 ・ 平成 27 年度からの実施が見込まれる子ども・子育て支援新制度では、保育所単体として保育所型認定こども園だけでなく幼保連携型認定こども園に移行することも可能であるが、幼保連携型認定こども園は有期認定規定の対象とならないこととされており、保育所型認定こども園だけが有期認定の対象となることは整合性に欠ける。
健康福祉部	<p>◆ 私立保育所における 3 歳未満児に対する給食の外部搬入の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立、私立を問わず保育所の適切な運営を図るため、公立保育所が給食の外部搬入を認められている地域では、私立保育所でも満 3 歳に満たない児童に対して給食の外部搬入を可能とすること。 <p>《前回提案時の国回答》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年度に行われた構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、3 歳未満児に必要な個別の対応が困難、保育所と外部搬入事業者の連携が不十分といった弊害も指摘されている。 ・ その上で、評価・調査委員会は、保育所の状況及び平成 27 年度施行予定の子ども・子育て関連 3 法の施行状況等を踏まえ、平成 28 年度に改めて評価を行うとされたところであり、したがって、今後の評価の結論を待たれたい。 <p>《再提案理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立保育所では、特区認定により満 3 歳に満たない児童の食事の外部搬入が認められている一方で、私立保育所では認められておらず、公立保育所とのバランスを欠く。 ・ 私立保育所で給食の外部搬入が可能となることで、保育所運営の合理化に向けた選択肢が広がり、効率化が進む可能性がある。 ・ 平成 24 年に行われた構造改革特区評価・調査委員会による調査では、「公立保育所における給食の外部搬入実施により、保育士の加配、延長保育の充実、保育料の軽減等、保護者の望む保育の提供に繋がっていることが確認されている。 ・ なお、現在、公立保育所における実施についても構造改革特区の認定が必要であることから、私立保育所についても同様に特区による方法が最も現実的である。

部局名	提 案 事 項
農政環境部	<p>◆ 廃棄物系のバイオマス資源の収集・運搬等の許可要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物である剪定枝等廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の実施に際し、事業計画の内容について都道府県知事が関係市町との間で調整を行った上で、主務大臣が事業計画の認定を行った場合には、食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可不要の特例と同様に、関係市町村による一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とすること。 <p>《前回提案時の国回答》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 剪定枝等廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業を広域的に取り組むためには、まず県内市町に必要性を理解してもらい、市町の意欲を喚起することが必要である。その前提がないままに、事業者側の意欲のみを喚起しても事業実施にはつながらないものと考えられる。 ・ 要望の一般廃棄物の収集運搬の許可が不要となる制度としては、既に再生利用指定制度が存在している。現在貴県内ではあまり当該制度が活用されていない状況とのことなので、まずは当該制度の活用について検討のこと。 <p>《再提案理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に広く薄く存在する剪定枝等の再生利用を効果的に促進するためには、市町域を超えて収集運搬を集約することが採算面等で合理的であるが、その際に、市町毎に収集運搬業の許可が必要であり、再生利用の取組が進んでいない。 ・ また、再生利用指定制度を活用している市町も一部あるものの、大半の市町は剪定枝等を焼却により処理するなど、制度を活用していないのが現状である。 ・ このため、規制（市町単位での許可）を緩和することにより、剪定枝等の広域的な連携による再生利用について、収集運搬に取り組もうとする者の意欲が喚起されるとともに、市町の実情が理解されやすくなり、剪定枝等の再生利用が一段と促進されるものと考えられる。
農政環境部	<p>◆ 狩猟免許試験における試験項目の一部免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟者の確保を図るため、農林業被害が深刻でかつ狩猟後継者の確保が困難と県が認める地域の居住者のうち、銃猟の免許試験において、銃砲所持許可を有する者について、技能試験の一部（銃器の点検・分解結合等の基本操作）を免除し、受験負担を軽減すること。 <p>《前回提案時の国回答》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合・装填・脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有することを判断するために必ず確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進める上で、審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。 <p>《再提案理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本県では、狩猟後継者（特に銃猟）の確保が喫緊の課題となっており、平成26年度から有害鳥獣捕獲入門講座、同実践研修等による新規狩猟後継者の育成・確保に取り組んでいる。 ・ 狩猟免許試験の実施においても、開催箇所の増などの受験者の利便性向上に取り組み、さらに試験実施内容の合理化策として銃砲所持許可を有する者に対する一部試験の免除を求めているものである。 ・ 既に所持許可を有する者でも銃の基本操作が確実でないことがあるとするのは、その許可を否定することにもなりかねず、所持許可を有する者は基本操作を当然習熟しているものとして一定の評価を行い、本県の提案に沿った取り扱いを検討願いたい。

部局名	提 案 事 項
農政環境部	<p>◆ 国の転用許可権限の県への移譲及び農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地転用について、地域の農林水産業の活性化につながると県が認めた大規模転用の場合は、国の転用許可権限（4ha 超）を県に移譲するとともに、知事許可（2ha 超 4ha 以下）に係る大臣との事前協議制度も廃止すること。 <p>《前回提案時の国回答》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規模の大きな転用については、地域の実情も充分踏まえつつ、優良農地を確保し食料の安定供給を図るという観点から厳正に解釈し基準を運用していくことが必要と考えており、国が、現場の開発行為と距離を置き全国的な視点に立って判断することが適当である。 ・ 事務手続きについては、標準処理期間（6 週間）を設けて迅速な処理がなされるようにしている。 <p>《再提案理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地転用許可事務の大部分は地方が担っており、許可基準を明確に示すのが国の役割であり、わずかな件数（平成 25 年兵庫県の農地転用許可 1,388 件中、大臣許可 0 件、大臣協議 1 件）しかない大臣許可・協議案件に固執する必要はなく、明確な基準のもとに転用許可権限は地方に任せるべきである。 ・ 事務手続きについては、地方農政局において相当期間をかけて事前審査を行った後、県からの協議書を受理するという運用がなされており、標準処理期間どおりの迅速な処理がなされているとは言い難い。

■ 再提案しない項目（4項目）

部局名	提案事項
<p>県土整備部</p>	<p>◆ 空き家活用のための建築基準法の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家の活用及びグループホーム（「障害者グループホーム」及び「認知症グループホーム」）の整備促進のため、一戸建ての住宅を戸建型グループホームに用途変更する場合、規模や火災対策などの一定の要件を満たす戸建型グループホームについては、建築基準法において当該建築物の用途を「一戸建ての住宅」として法を適用すること。 <p>《前回提案時の国回答》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法上の建築物の用途について、複数の特定の利用者がそれぞれの個室で就寝し、食堂・便所・台所・浴室・居間等が一か所又は数か所に集中して設けられ、共同で利用するというグループホームは、主として同一の家族が単独で利用する戸建住宅と同等の利用形態とは言えないことから、小規模のものであってもグループホームを「寄宿舍」ではなく、より規制の緩い戸建住宅として取り扱うことは安全性を確保する上で適切ではない。 ・ 令第114条については、防火上主要な間仕切壁に係る規制の合理化に向け、同条及び関係告示についてパブリックコメントを実施している。 ・ 令第23条に定める階段の寸法等の規定に関しては、戸建型グループホーム等の建築基準法上「寄宿舍」として取り扱われる建築物で十分に安全性の確保ができるものについて、関係規定の合理化を検討中。 <p>《再提案しない理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令第114条（建築物の界壁等）については、前回提案の再検討要請(6/16)以降、政令改正により合理化された。（床面積200㎡以内ごとに準耐火構造の壁等で区画され、かつ、スプリンクラー設備を設けた場合）（6/27改正政令公布、7/1施行） ・ 令第23条（階段及びその踊場の幅等）について、国土交通省において関係規定の合理化が検討されている。 ・ このことから、一戸建て住宅を戸建てグループホームに用途変更する場合の障害は概ね解消されたため。

部局名	提 案 事 項
健康福祉部	<p>◆ 臨床研修医定員枠の決定権限の県への移譲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が地域の政策的必要性も勘案し臨床研修医の定員配分を調整できるよう、定員枠の決定権限を都道府県に移譲すること。 <p>◆ 医師修学資金制度による養成医師に係る臨床研修受入の別枠化及び臨床研修医の弾力化と人事配置権の規制緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床研修医の定員枠の決定権限について都道府県への移譲が認められるまでの間は、へき地に所在する臨床研修病院へ誘導するための手法として、個々の臨床研修病院の定員枠について、都道府県が地域の政策的必要性も勘案し調整できる権限を拡大するよう、制度を変更すること。 <p>《前回提案時の国回答》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度の研修より地域医療の安定的確保の観点から、都道府県上限の範囲内で、都道府県が一定の柔軟性をもって定員を調整できる仕組みを創設したところ。また、貴県の平成 27 年度募集定員の上限は平成 26 年度募集定員より増えているところであり、これらを踏まえると、貴県において調整は可能と考えられる。 ・ 臨床研修病院を指定するときは医道審議会において議論をした上で指定をすることとされており、これを特区として認めることは、全国統一の研修の質の確保ができなくなるおそれがあることから対応は困難。 ・ また、全国的な研修医の適正配置を誘導することができなくなるおそれがあることから対応は困難。 <p>《再提案しない理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医道審議会医師臨床研修部会の報告をうけ、都道府県が一定の柔軟性をもって臨床研修病院の定員を調整できる仕組みが創設された（6月に国から定員内示）。 ・ この結果、これまで本県が主張してきた「都道府県によるへき地医療機関の状況等を勘案した臨床研修病院の定員調整」が可能となり、本県においては、昨年度の県全体の定員数 382 名に対して 34 名多い、416 名の定員が確保され、うち 82 名は本県が調整できる枠となっている。 ・ このことから、これまで提案してきた内容が実質的に実現されたため。

部局名	提 案 事 項
農政環境部	<p>◆ 鳥獣保護区における狩猟期間中の特定鳥獣に係る捕獲許可の不要化</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数管理を図るため、都道府県知事が指定した鳥獣保護区のうち、農林業被害が深刻で県が必要と認める区域について、特定の鳥獣（シカ・イノシシ）に関し、狩猟期間中にわなによる捕獲をすることができることとする。 <p>《前回提案時の国回答》</p> <ul style="list-style-type: none"> 捕獲方法及び期間を限定したとしても、鳥獣保護区内で狩猟を認めることは、狩猟者の自由な捕獲行為を可能とし、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しくすると考えられ、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の営巣放棄等に繋がる懸念がある。 鳥獣保護区内においては、有害鳥獣捕獲等の「許可による捕獲」で対応することが適切である。 <p>《再提案しない理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年5月改正予定の第11次鳥獣保護事業計画において、有害鳥獣捕獲許可期間を従来の3ヶ月未満から通年に変更するなど、許可捕獲の実施基準について一定の利便性向上を図る見通しとなり、鳥獣保護区であっても随時、有害鳥獣捕獲が可能となったことから、提案の目的が概ね実現されたため。

問い合わせ先 企画県民部地域振興課地域活性化班 078-341-7711 (内線 2354) 078-362-9014 (ダイヤルイン)
--